

平成 18 年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成 18 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第 2 号)として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は、昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施している。

今回実施した平成 18 年調査は、平成 16 年の簡易調査に続く大規模な調査に当たる。

3 調査の期日

平成 18 年 10 月 1 日

4 調査の対象

調査期日現在で国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類(平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号)の「大分類 A－農業」、「大分類 B－林業」及び「大分類 C－漁業」に属する個人経営の事業所(いわゆる農・林・漁家)
- (2) 日本標準産業分類の「中分類 83－その他の生活関連サービス業(小分類 832 家事サービス業に限る)」(いわゆる住み込みのお手伝いさん)及び「中分類 94－外国公務」に属する事業所(大使館、領事館など)

(3) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所(ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とした。)

(4) 家事のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査という事業所に含めていない。

- (1) 収入を得て働く従業者がいないもの
- (2) 休業中かつ従業者がいないもの
- (3) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

6 調査の方法

調査は、甲調査及び乙調査の 2 種類からなっている。

甲調査は民営の事業所を対象とし、調査員が調査票を配布し、収集する方法により、乙調査は国、地方公共団体の事業所を対象とし、原則として、電子メール等を用いて調査票を送受信する方法により、それぞれ次に示す流れで実施した。

- (1) 甲調査
 - ・総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員(指導員)－統計調査員(調査員)－民営事業所
- (2) 乙調査
 - ・国の事業所
総務大臣－府省等の長－調査事業所
 - ・都道府県の事業所
総務大臣－都道府県知事－調査事業所

- ・市町村の事業所

総務大臣－都道府県知事－市町村長
－調査事業所

7 調査事項

(1) 甲調査(民営の事業所)

ア 事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 経営組織
- (エ) 本所・支所の別
- (オ) 開設時期
- (カ) 従業者数
- (キ) 事業の種類
- (ク) 業態
- (ケ) 形態

イ 企業に関する事項

- (ア) 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- (イ) 本所・本社・本店の所在地
- (ウ) 登記上の会社成立の年月
- (エ) 資本金額及び外国資本比率
- (オ) 親会社・関連する会社の有無
- (カ) 親会社の名称及び電話番号
- (キ) 親会社の所在地
- (ク) 子会社の数
- (ケ) 会社形態の変更状況
- (コ) 電子商取引の実施状況
- (サ) 支所・支社・支店の数
- (シ) 会社全体の常用雇用者数
- (ス) 会社全体の主な事業の種類

なお、ここでいう企業とは、経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社をいう。

(2) 乙調査(国、地方公共団体の事業所)

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

8 集計及び結果の公表

調査されたデータの入力及び事業の種類の産業分類格付は、都道府県又は市町村で行い、集計はこの入力データを用いて独立行政法人統計センターにおいて実施した。

結果の公表は、電磁的記録による閲覧公表の後、報告書を刊行する方法により総務省統計局が行うが、本市においても小地域統計の一環として独自の学区別集計を行った。

集計結果については各種の報告書があるが、その主なものは次のとおりである。

(1) 総務省統計局が刊行するもの

- ア 第1巻 事業所に関する集計
全国結果
- イ 第2巻 会社企業に関する集計
全国結果
 - その1 単独事業所及び本所事業所による結果
 - その2 単独事業所及び本所事業所と国内支所事業所の名寄せによる結果
- ウ 第3巻 事業所及び会社企業に関する集計
都道府県別結果
- エ 調査区関係資料

(2) 本市が刊行するもの

- ア 名古屋の事業所・企業－平成18年事業所・企業統計調査結果－(本書)
甲調査及び乙調査の確報集計結果で、市全体についての産業(小分類)別、経営組織別、従業者規模別などの事業所数及び従業者数などのほか、各区ごとの産業(中分類)別、経営組織別、従業者規模別などの事業所数及び従業者数、また企業産業(大分類)別、資本金階級別、企業常雇規模別、支所数規模別などの企業数、及び各学区ごとの産業(大分類)別、経営組織別、従業者規模別などの事業所数及び従業者数などを収録。

イ 統計なごや(平成19年9月号)

特集記事として、速報集計結果の市全体の産業(中分類)別の事業所数及び従業者数、各区ごとの産業(大分類)別の事業所数及び従業者数のほか、それらの分析結果を収録。

9 事業所の産業分類

事業所・企業統計調査で用いる産業分類は、原則として日本標準産業分類(平成14年3月7日総務省告示第139号)によるが、一部、小分類の分割や細分類項目の格上げなどを行い、事業所・企業統計調査独自の小分類項目を設定している。

これについては4頁の「平成18年事業所・企業統計調査 日本標準産業分類との相違項目比較表」を参照していただきたい。

10 会社企業

本書における企業集計(第13表～第17表)は甲調査によって把握された事業所のうち会社組織(外国の会社を除く。)の事業所について、単独事業所及び本所・本社・本店の調査票のみ(第14表は本所・本社・本店の調査票のみ)を使用して企業単位に集計したものである。したがって、支所・支社・支店の調査票は集計から除外している。

11 利用上の注意

(1) 統計表中の記号は次のとおりである。

「－」	…	{	該当の数がない場合
			定義からして該当のあり得ない場合
「…」	…		調査をしていない場合
「0.0」	…		単位未満

(2) 比率は、原単位あたりで算出し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位にとどめた。

(3) この集計数値は、名古屋市分についてまとめたものであり、総務省及び愛知県が公表する数値とは相違することがある。



平成 18 年事業所・企業統計調査 日本標準産業分類との相違項目比較表

日本標準産業分類	平成 18 年事業所・企業統計調査産業分類
E 建設業 078 床・内装工事業	07A 床工事業 07B 内装工事業
F 製造業 323 がん具・運動用具製造業 329 他に分類されない製造業	32A がん具製造業 32B 運動用具製造業 32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く） 32D 他に分類されないその他の製造業
H 情報通信業 392 情報処理・提供サービス業 415 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	39A 情報処理サービス業 39B 情報提供サービス業 39C その他の情報処理・提供サービス業 41A ニュース供給業 41B その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
J 卸売・小売業 491 各種商品卸売業 511 農畜産物・水産物卸売業 549 他に分類されない卸売業 579 その他の飲食料品小売業 605 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 609 他に分類されない小売業	49A 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの） 49B その他の各種商品卸売業 51A 米穀類卸売業 51B 野菜・果実卸売業 51C 食肉卸売業 51D 生鮮魚介卸売業 51E その他の農畜産物・水産物卸売業 54A 代理商、仲立業 54B 他に分類されないその他の卸売業 57A 料理品小売業 57B 他に分類されない飲食料品小売業 60A スポーツ用品小売業 60B がん具・娯楽用品小売業 60C 楽器小売業 60D 花・植木小売業 60E 中古品小売業（他に分類されないもの） 60F 他に分類されないその他の小売業

日本標準産業分類	平成18年事業所・企業統計調査産業分類
M 飲食店、宿泊業 701 食堂、レストラン 709 その他の一般飲食店 729 その他の宿泊業	70A 一般食堂 70B 日本料理店 70C 西洋料理店 70D 中華料理店 70E 焼肉店（東洋料理のもの） 70F その他の食堂、レストラン 70G ハンバーガー店 70H お好み焼店 70J 他に分類されない一般飲食店 72A 会社・団体の宿泊所 72B 他に分類されない宿泊業
N 医療、福祉 734 助産・看護業 736 医療に附帯するサービス業 753 児童福祉事業 754 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く） 759 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	73A 助産所 73B 看護業 73C 歯科技工所 73D その他の医療に附帯するサービス業 75A 保育所 75B その他の児童福祉事業 75C 特別養護老人ホーム 75D 介護老人保健施設 75E 有料老人ホーム 75F その他の老人福祉・介護事業 75G 更生保護事業 75H 訪問介護事業 75J 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
O 教育、学習支援業 771 社会教育 774 教養・技能教授業	77A 公民館 77B 図書館 77C 博物館、美術館 77D 動物園、植物園、水族館 77E その他の社会教育 77F 音楽教授業 77G 書道教授業 77H 生花・茶道教授業 77J そろばん教授業 77K 外国語会話教授業 77L スポーツ・健康教授業（フィットネスクラブを除く） 77M フィットネスクラブ 77N その他の教養・技能教授業

日本標準産業分類	平成18年事業所・企業統計調査産業分類
Q サービス業（他に分類されないもの）	
801 法律事務所，特許事務所	80A 法律事務所 80B 特許事務所
803 公認会計士事務所，税理士事務所	80C 公認会計士事務所 80D 税理士事務所
805 土木建築サービス業	80E 建築設計業 80F 測量業 80G その他の土木建築サービス業
806 デザイン・機械設計業	80H デザイン業 80J 機械設計業
809 その他の専門サービス業	80K 興信所 80L 他に分類されない専門サービス業
821 洗濯業	82A 普通洗濯業 82B リネンサプライ業
836 冠婚葬祭業	83A 葬儀業 83B 結婚式場業 83C 冠婚葬祭互助会
839 他に分類されない生活関連サービス業	83D 写真現像・焼付業 83E 他に分類されないその他の生活関連サービス業
844 スポーツ施設提供業	84A スポーツ施設提供業（別掲を除く） 84B 体育館 84C ゴルフ場 84D ゴルフ練習場 84E ボウリング場 84F テニス場 84G バッティング・テニス練習場
846 遊戯場	84H マージャンクラブ 84J パチンコホール 84K ゲームセンター 84L その他の遊戯場
849 その他の娯楽業	84M カラオケボックス業 84N 他に分類されない娯楽業
889 その他の物品賃貸業	88A 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く） 88B 他に分類されない物品賃貸業
909 他に分類されない事業サービス業	90A 労働者派遣業 90B 他に分類されないその他の事業サービス業

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること。
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

※ 派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

2 経営組織

(1) 民 営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(2) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

(3) 法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

(4) 会 社

株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

(5) 独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいう。

(6) その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいう。例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合(法人格を持つもの)、農(漁)業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

(7) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)の事業所などが含まれる。

3 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいるものをいう。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

(3) 有給役員

有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

- (4) 常用雇用者
事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

- (5) 正社員・正職員
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

- (6) 正社員・正職員以外
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

- (7) 臨時雇用者
常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

- (8) 派遣・下請従業員
従業員のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

4 事業所の形態

- (1) 店舗・飲食店
小売店、飲食店、喫茶店、理髪店、パチンコ店など、一般に「店」といわれている事業所をいう。住宅との併用の店舗も含まれる。

- (2) 事務所・営業所
人事、経理、企画などの事務を行っている一般に「事務所」などといわれている事業所、あるいは製造会社の販売部門、保険会社の営業部門、銀行の支店など主として営業活動を行っている一般に「営業所」といわれている事業所をいう。

- (3) 工場・作業所・鉱業所
外見や内容が作業などの現場仕事を行っている事業所をいう。一般に「工場」、「作業所」、「鉱業所」といわれている事業所のほかに、造船所、修理場、選果場、荷造場、倉庫(自家用を除く。)、鉄道の駅、発電所なども含まれる。

- (4) 輸送センター・配送センター・これらの車庫

輸送センター・配送センターは、物品の集配など、物流を行っている事業所をいう。車庫は物流のために用いているものをいい、いわゆる一般の駐車場などは「(7) その他(学校 病院 寺社 旅館 浴場など)」に含まれる。

- (5) 自家用倉庫・自家用油槽所
製品、商品、材料などを保管する自家用倉庫や石油、ガソリンなどを貯蔵する自家用油槽所をいう。

- (6) 外見上一般の住居と区別しにくい事業所

大工、家内工業など住宅を事業所としたもので、事業所を表示するための看板などがなく、簡単に事業所であることを見分けることのできない事業所をいう。また、個人タクシー、行商など自宅を拠点としているものもここに含まれる。

- (7) その他(学校 病院 寺社 旅館 浴場など)

上記(1)～(6)以外の事業所で、学校、病院、寺社、旅館、浴場、駐車場などが含まれる。

5 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

6 本所・支所の別

- (1) 単独事業所
他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいう。

- (2) 本所(本社・本店)
他の場所に同一経営の支所(支社・支店)があつて、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所(本社・本店)の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

- (3) 支所(支社・支店)
他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

7 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

なお、本報告書で「企業」とは、この会社企業をいう。

8 資本金額

株式会社(有限会社を含む)については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

9 企業類型

会社企業について、その企業を構成している事業所によって、次のように区分した。

- (1) 単一事業所企業
単独事業所の企業をいう。
- (2) 複数事業所企業
本所(本社、本店など)及び支所(支社、支店など)で構成されている企業をいう。

10 親会社・子会社・関連会社

- (1) 親会社
当該会社の議決権を過半数所有している会社をいう。
ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。
- (2) 子会社
当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。
また、当該会社の子会社が50%超の議決権を所有している会社も子会社とする。
このほか、当該会社及び子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も子会社とする。
- (3) 関連する会社(議決権所有元)
当該会社に対して、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいう。
- (4) 関連する会社(議決権所有先)
当該会社が、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいう。

11 会社の合併・分割等の状況

- (1) 新設合併
2つ以上の会社のすべてが解散して合併し、新たに会社を設立した場合をいう。

- (2) 吸収合併

1つの会社が存続し、他の会社が解散して存続会社に吸収された場合をいう。

- (3) 分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し、新たな会社として設立した場合をいう。

- (4) 移 転

当該事業所が他の場所から現在の場所に移転した場合をいう。

- (5) 正式名称を変更

会社の正式名称(登記上の名称)を変更した場合をいう。

12 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいう。

ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていない。

13 電子商取引の内容

- (1) 受 注
物品、サービス、配送(送信)、製造(製作)などの注文を受けること。
- (2) 発 注
物品、サービス、配送(送信)、製造(製作)などの注文を発すること。
- (3) 配送等又はその手配
音楽、映像、メール新聞などのサービスの提供、物品の配送の手配をすること。
- (4) アフターサービス等その他
アフターサービスなど、上記の「受注」、「発注」、「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引のこと。

14 学 区

小学校の通学区域のことをいう。第2部の学区別集計とはこの学区ごとに集計を行った結果であり、今回の場合、調査時点(平成18年10月1日現在)の学区の区域(全市で261学区。ただし、中区は国勢調査区)により集計した。

なお、平成13年事業所・企業統計調査学区別集計以降に新設された学区は以下のとおり。

<新設された学区>

緑 区 小坂学区(平成15年新設)

調査の範囲の比較

年次 (調査日)	調 査 の 範 囲
第 12 回 昭和 53 年 (6 月 15 日)	全事業所 ただし、次のものを除く 1 農林水産業(獣医業を除く。個人経営のもの)、家事サービス業及び外国公務に該当する事業所 2 収入を得て働く従業者のいないもの及び休業中で従業者のいないもの 3 家事労働の傍ら特に施設を持たないで賃仕事をしている個人の世帯 4 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの 5 入場料などを支払って出入りする有料施設の中にある事業所
第 13 回 昭和 56 年 (7 月 1 日)	同 上
第 14 回 昭和 61 年 (7 月 1 日)	全事業所 ただし、次のものを除く 1 農林漁業(個人経営のもの)、家事サービス業及び外国公務に該当する事業所 2～5 前回調査「2」～「5」と同じ
第 15 回 平成 3 年 (7 月 1 日)	同 上
第 16 回 平成 8 年 (10 月 1 日)	全事業所 ただし、次のものを除く 1～4 前回調査「1」～「4」と同じ 5 入場料などを支払って出入りする有料施設のうち産業小分類 845「公園、遊園地」以外の施設の中にある事業所
第 17 回 平成 11 年 (7 月 1 日)	民営事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)
第 18 回 平成 13 年 (10 月 1 日)	全事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)
第 19 回 平成 16 年 (6 月 1 日)	民営事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)
第 20 回 平成 18 年 (10 月 1 日)	全事業所 (ただし書きについては、前回調査と同じ)

平成18年事業所・企業統計調査結果表集計事項一覧（名古屋市集計分）

注) ○印の中の数字は区分数を示す。

注) ○印の中の数字は区分数を示す。